

平成30年第2回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成30年6月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	近藤慶一	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	市 村 勝 巳 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	安 達 裕 一 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	若 月 一
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 6 号

平成30年6月15日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
 について
 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
 める条例の一部を改正する条例について
 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について
- 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
- 議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について
- 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
- 議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりです。

議事日程の報告

- 議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。
本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

- 議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番西山 猛君、14番石松俊雄君を指名いたします。

諸般の報告について

- 議長（海老澤 勝君） 日程第2、諸般の報告をいたします。
法令等に基づく報告事項をお手元に配付してあります。配付をもって報告となりますので、ご了承願います。

-
- 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について
議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

- 議長（海老澤 勝君） 日程第3、議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の10件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月7日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について外4件の決議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、台湾交流事務所開設に当たっての具体的な数値目標についての質疑があり、ゴルフ誘客数について、平成32年度に200人を目標としている。その他の観光客については、今後数値等を把握し、誘客増に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例については、改正により、控除額が10万円ふえることになるのかとの質疑に対し、給与所得控除の減額により、これまでより所得額がふえるため、基礎控除をふやして均衡を保つものであるとの答弁がありました。

次に、議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例については、本案は、高齢者のごみ出しが困難な場合の対応策として、今回は環境保全課からごみを出しやすくする方法の一つとして提案されており、非常にいい制度であることは理解するが、本制度の対象となるのは、高齢者、身体障害者など弱者である。これらを踏まえ、保健福祉部所管との連携を図り、将来的に弱者に優しい仕組みづくりを検討すべきであるなどの意見が出され、執行部に対応を求めたところであります。

次に、議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）では、購入する車両の配備先についての質疑があり、第6分団、第7分団に配属されるものとの答弁がありました。

次に、議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）であります。消防本部所管では、消防防災施設整備費補助金で整備する貯水槽の設置場所についての質疑があり、鴻巣地内、福原地内、広谷原地内の3カ所であるとの答弁がありました。

企画政策課所管では、東小学校跡地利用について、問い合わせ等はあるかとの質疑があり、金額的な要望など市に求めているものに課題があるものが多いが、学校法人や民間企業等から十数件の問い合わせがあったという答弁がありました。

商工観光課所管では、つつじ公園指定管理料に、管理費、運営費は含まれるのかという質疑があり、植栽管理、光熱水費等一般管理費、つつじまつり運営費が含まれるとの答弁がありました。

次に、討論であります。議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、台湾交流事務所を開設する費用対効果が見えてこないこと。また、事務所開設は1自治体としてではなく、広域で行うべきと考え、反対である。

議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例については、給与所得控除から基礎控除に振りかえて、プラスマイナスゼロにするという内容であるが、所得が上がれば、国保税や介護保険料等にも連動することになり、中間層労働者に対して増税となるため、反対である。

議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）では、秘書課所管及び議会事務局所管については、議案第57号と同様、台湾交流事務所に関する補正であるとの理由から、反対討論がありました。

以上のような審査結果を踏まえ、当委員会に付託された議案について採決をしたところ、議案第57号、58号、66号は賛成多数で原案のとおり可決すべきもの、議案第59号、65号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、ご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長石田安夫君。

〔教育福祉委員長 石田安夫君登壇〕

○教育福祉委員長（石田安夫君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は6月7日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第60号外3件の付託議案の審議を行いました。

初めに、議案第60号の笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、教員免許を持たない方が従事経験をもとに、放課後児童支援員になるための申請方法の質疑に対し、執行部から、5年以上の従事経験があり、市長が適当と認めれば、県が開催する研修を受けることができ、修了することで放課後児童支援員となることのできるとの答弁がありました。

次に、議案第61号の笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、基礎課税額が上がることで低所得者層にはどの程度の負担軽減になるのかの質疑に対し、執行部から、5割及び2割軽減対象の合計で、軽減対象となる世帯は56世帯増加となり、188万1,205円の軽減が図られるとの答弁がありました。

次に、議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）では、社会福祉課所管の生活保護適正化事業委託、重度障害者住宅リフォーム給付について、友部公民館所管の設計等業務について、笠間図書館所管の設計業務についてなどの質疑がありました。

その中で、社会福祉課所管の生活保護基準の見直しの内容についての質疑に対し、執行部から一般所得世帯の消費実態調査との均衡を図ることで基準を見直し、さらに児童扶養の加算及び母子加算についても見直しを図る。母子加算は3年をかけて2万1,000円から1万7,000円に段階的に落としていくことが想定されるとの答弁がありました。

続いて、討論であります。議案第60号につきましては、放課後児童支援員の資格基準緩和により、放課後児童健全育成事業の安全が守れないとの反対討論がありました。

議案第61号につきましては、所得700万以上の住民の国保税が負担増となることが見込まれ、社会保障の観点から望ましくないとの反対討論がありました。

なお、議案第62号の笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例については、執行部から詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、当委員会に付託された議案のうち、議案第62号につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第60号、議案第61号、議案第66号につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、6月8日午前10時より、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第63号外2件の付託議案の審議を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについてご報告申し上げます。

初めに、議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例については、建築確認の指導が徹底されるよう執行部に対応を求めました。

次に、議案第64号 市道路線の廃止及び認定については、認定基準の確認や交差点改良等の見直しについて執行部に対応を求めました。

次に、議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）では、建設課所管において、狭あい道路の事業の考え方についての質疑に対し、建設課では、4メートル以上に整備していく方針としており、4メートル未満の整備については、管理課において昨年

度から内規を策定し、対応しているとの答弁がありました。

また、まちづくり推進課所管については、かさま歴史交流館井筒屋の来館者数と、主にどのような方が来館しているのかとの質疑があり、5月末まで8,244人の方が来館しており、アンケートの結果から見ると、主に笠間城に興味を持った方の来館者数が多いとの答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が当委員会付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉さん君の発言を許可いたします。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。議長の許可を受け、3議案について反対討論を行います。

議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、この旅費規程は、台湾に事務所を設置するために必要なものとして提案されたものです。

今、緊張と危機にあった東アジアに、平和への大きな歴史的変化が訪れようとしており、そのための努力が始まりました。国外の人々と観光を通じて人々の交流が広がることは、経済的な面からだけではなく、相互理解と友好を促進するために役立つものです。

しかし、台湾への事務所設置は、費用対効果などが不明確であり、果たして費用に見合った効果が出てくるのか、見通しが立ちがたく定かではありません。地方自治体は、住民の暮らし、福祉、医療、教育など住民生活に密着したものに取り組むべきです。国外に事務所を設置するということは、広域的な行政が行うものであり、財政規模の小さい1自治体が行うものではありません。海外事務所設置、その維持に多額の費用を支出するべきではありません。

議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について、市民税の見直しにより、給与所得控除、公的年金控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げが行われます。給与所得控除を引き下げ基礎控除に振りかえることは、労働力を維持し、再生産する費用に当たる給与所得控除を引き下げることになります。税制改正大綱は、社会保障制度等の

給付や負担の水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように適切な措置を講じるとしており、法施行日の2021年1月1日までに、今後検討されるものと思われませんが、具体的な措置は不明です。給与所得控除の上限の引き下げにより、国保税、社会保険料、児童扶養手当、保育料などへの影響が出ない保証はありません。

議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）、政府はことし10月から行う生活保護の見直しで、生活保護基準の引き下げを行う予定です。その中には、母子加算が現行の2.2万円から1.7万円に引き下げられるなど、市民に直接かかわる福祉の減額などが含まれています。この補正予算では、政府方針を実行するために必要なシステムをつくるための予算が、生活保護総務費の委託料として162万円が計上されています。これは生活保護基準の引き下げに必要な事務手続のためのシステム構築に充てるものであり、反対します。

総務費として、台湾交流事務所委託料1,469万円が計上されています。地方自治体は、住民の暮らし、福祉、医療、教育など住民生活に密着した課題に取り組むべきです。費用対効果などが不明確である海外事務所設置などに支出するべきではありません。

以上の理由から、この補正予算に反対をいたします。議員各位におかれましては、討論にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 次に、3番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受け、次の二つの議案に反対討論を行います。

議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、幼・小・中・高・中等教育学校の教諭となる資格を有する者に対して、今度は教員免許法第4条に規定する免許状を有する者となりまして、教員免許を更新しない人でも、免許を取得したという経過があれば、講習を受ける権利が出て従事することができるようになります。

そして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者という規定が新たに加わります。これにより事業に携わる対象者が広がり、指導員の基準が緩和されることとなります。この緩和措置で学童保育の安全がおろそかにされ、放課後児童健全育成事業の円滑な運営に支障が生じるのではないかと危惧されます。全国どの地域でも必要な有資格者の指導員が必要です。安全を確保するためにしっかりした基準を設けることは必要ですが、基準の緩和は軽々に行うものではありません。基準の検討は、関係する主官庁である厚生労働省が行うべきものであり、内閣府が行うべきものではありません。

この法案については、国会でも、元文科大臣など超党派の国会議員が疑問を呈して見直しを求めています。慎重な取り扱いが求められ、少なくとも今決定し、導入することで

はありません。

以上の理由から反対いたします。

議案第61号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、この条例案では、基礎課税額、被保険者の所得割額、均等割額、世帯別平等割の合算額54万円を超える場合は、基礎課税額を54万円とすると規定してあるものを基礎課税額を58万円とすると改める条例であります。これは所得の低い世帯の負担を若干低くし、約700万以上の所得の世帯に負担を求めるものです。この措置により、5割軽減基準額を0.5万円引き上げると、対象者が27世帯ふえ、1,940世帯になります。また、2割軽減基準額を1万円引き上げると、対象者が29世帯ふえ、1,719世帯になります。

この措置により、低所得者の国保税負担が若干引き下げられることとなります。所得の低い世帯の負担を若干低くし、約700万以上の世帯に負担を求めるものです。しかし、所得700万円は中間所得層です。中間所得層は国保世帯の中では、所得水準はやや高いものの、子育て世帯などでは家計のやりくりは容易ではありません。中間所得層に負担を求め、そこで得た費用で低所得者の負担軽減に使う仕組みは、国保法の社会保障という基本に反するものです。法定外繰入をふやし、国の財政支援をふやし、子供の均等割を軽減、または、なくす措置をとることにより、国保税の軽減をすることは可能ですし、そのことを行うことが求められます。

以上の理由から反対をいたします。

議員各位におかれましては、討論にご賛同を賜り、上記2議案に反対していただきますようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

以上。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 着席ください。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 着席ください。

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議は全て議了いたしました。

これにて平成30年度第2回市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

この後、10時40分から全員協議会を開きますので、委員並びに執行部は全員協議会室へお集まりいただきます。よろしくお願いします。

ご苦労さまでした。

午前10時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 西山 猛

署名議員 石松 俊雄